

被災者支援システム構築等委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

被災者支援システム構築等委託業務

(2) 事業の目的

本業務は、住家被害認定調査、罹災証明書発行、被災者台帳作成等の災害時に生じる一連の被災者支援業務を効果的かつ適正に実施するため、「被災者支援システム」(以下「本システム」という。)を高知県と高知県内の市町村(令和8年度当初は、高知市、室戸市、安芸市、土佐市、須崎市、土佐清水市、香美市、芸西村、大豊町、土佐町、いの町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、日高村、三原村の17市町村(以下「各市町村」という。))が同一のシステムを構築するものである。また、同一のシステムを構築することで、災害時における自治体間の相互応援体制の強化等を図ります。

(3) 事業内容

別途定める「被災者支援システム構築等委託業務仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※本システムの運用保守については、別途、令和9年度から契約を締結する。

2 見積限度額(※運用経費は、含まない。)

37,883 千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

内訳

自治体名	各見積限度額(消費税額及び地方消費税額を含む。)	自治体名	各見積限度額(消費税額及び地方消費税額を含む。)
高知県	3,258 千円	大豊町	1,972 千円
高知市	6,248 千円	土佐町	2,055 千円
室戸市	1,927 千円	いの町	1,189 千円
安芸市	2,005 千円	中土佐町	2,336 千円
土佐市	1,363 千円	佐川町	1,305 千円
須崎市	2,005 千円	越知町	2,074 千円
土佐清水市	1,567 千円	梶原町	2,055 千円
香美市	1,713 千円	日高村	1,247 千円
芸西村	2,317 千円	三原村	1,247 千円

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選定するために「被災者支援システム構築等委託業務プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行います。随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。15 日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおり。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(もしくは契約締結時までに登録が予定されている)者であること。※
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

※(1)の競争入札参加資格を有しない者で、このプロポーザルに参加を希望する者は、高知県知事が定める申請書(令和6年度から令和8年度競争入札参加資格審査申請書)に必要な事項を記入の上、必要書類を添付して次の提出先へ提出し、契約締結日までに登録を完了すること。高知県知事が定める申請書に関しては、高知県会計管理局のホームページを参照すること。

〈申請書の提出先〉

〒780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20
高知県会計管理局総務事務センター
TEL 088-823-9788

6 説明会

日 時: 令和8年8月 25 日(火) 11 時 00 分から(1時間程度)

会 場: 高知県高知市丸ノ内 1-2-20 本庁舎3階 危機管理部会議室

参加を希望する事業者は、説明会参加申込書(様式1)を令和8年8月 24 日(月) 15 時までに、高知県危機管理危機管理・防災課へ電子メールで送信し、電話により着信を確認してください。なお、説明会に参加しない場合でも本プロポーザルへの参加申込は可能とします。(問い合わせ先は、下記 14 参照)

※説明会は、2名以内の参加とします。

※説明会の録画・録音は不可とし、説明会参加申込書の提出により、録画・録音しないことに同意したものとみなします。

7 質疑と回答

質疑は令和8年8月 28 日(金) 17 時までに質疑書(様式2)により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書(様式3)に資格要件の確認書類を添えて申込みをしてください。申込みに当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類の様式、提出部数等]

様式 番号	提出書類の名称	提出部数
1	参加申込書(様式3)	紙1部
2	法人概要書(様式4)	紙1部
3	本店及び県内に所在する営業所等の都道府県税について滞納がない旨の納税証明書※1	紙1部
4	本店及び県内に所在する営業所等の消費税及び地方消費税について滞納がない旨の納税証明書※1	紙1部
ー	競争入札参加資格審査申請書の写し※2	紙1部

※1 提出日を起点として、過去3ヶ月以内に発行された証明書を提出すること。

※2 入札参加資格登録者名簿への登録予定の場合のみ必要。

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

② 提出期限

令和8年8月 31 日(月) 17 時(必着)

③ 提出先

〒780－8570 住所 高知県高知市丸ノ内 1-2-20

高知県危機管理部危機管理・防災課 TEL 088-823-9320

(2) 資格要件の確認

高知県危機管理部危機管理・防災課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認を令和8年9月4日(金)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「被災者支援システム構築等委託業務企画提案書作成要領」に基づいて、企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「被災者支援システム構築等委託業務審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和8年10月7日(月)までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

12 日程

令和8年8月25日(火) 説明会

令和8年8月31日(月) 参加申込及び資格確認書類提出締切り

令和8年9月25日(金) 企画提案書の提出締切り

令和8年9月30日(水) 審査委員会(プレゼンテーション)

令和8年10月7日(水) 審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式5により提出してください。
開示・非開示の判断は様式5に基づき行うものではなく、様式5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMi>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

高知県 危機管理部 危機管理・防災課

担当者 窪添又は谷本

TEL 088-823-9320

FAX 088-823-9253

E-mail 010101@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合。
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合。
- (3) 県職員及び各市町村職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合。
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合。
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合。

16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第 40 条の規定により免除された場合又は契約規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。